

議案第 1 0 3 号

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
について

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

人事院勧告に基づく給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴う改正

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部 を改正する条例

飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛驒市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の170」の次に「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

別表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の飛驒市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																				
第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」 _____ とする。 第10条・第11条 略 附則 略 別表（第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	第1条～第8条 略 (給与条例の適用除外等) 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第23条の2第1項及び第23条の4第2項の適用については、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年飛騨市条例第5号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」、<u>「100分の127.5」</u>とあるのは「100分の175」とする。 第10条・第11条 略 附則 略 別表（第7条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>
号給	給料月額（円）																				
1	<u>380,000</u>																				
2	<u>427,000</u>																				
3	<u>477,000</u>																				
4	<u>539,000</u>																				
号給	給料月額（円）																				
1	<u>392,000</u>																				
2	<u>440,000</u>																				
3	<u>492,000</u>																				
4	<u>555,000</u>																				

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例について		
担 当 部	総務部		
提 案 理 由	人事院勧告に基づく給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴う改 正		
制 定 改 廃 の 根 拠 等	本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み（令和6年8月人事院） （給与調査）※約 11,700 民間事業所、約 47 万人 ・ 月 例 給：民間給与平均 416,561 円 		